

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する規則を公布する。

平成28年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第2号

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第1項、第4項から第6項まで及び第8項、第38条の6第1項、第60条第4号から第7号まで並びに大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例（平成28年大阪広域水道企業団条例第1号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人の定義)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、1の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人とする。

2 1の営利企業等及びその子法人（法第38条の2第1項に規定する子法人をいう。以下同じ。）又は1の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長に準ずる職)

第4条 法第38条の2第4項の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（大阪広域水道企業団規則第12号。以下「任用規則」という。）別表の職級の欄に掲げる理事級の職とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第5条 法第38条の2第4項の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第6条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接に関連を有する業務）

第7条 法第38条の2第6項第1号の規則で定めるものは、退職手当通算法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）若しくは職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第2条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第8条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合で当該事実の是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときにおいて、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第9条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第10条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める手続は、再就職者依頼等承認申請書(様式第1号)の正本1部及び写し1部を提出することにより行うものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第11条 職員は、法第38条の2第6項各号に掲げる場合を除き、再就職者から同条第1項、第4項若しくは第5項の規定又は条例第2条の規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、遅滞なく規制違反依頼等届出書(様式第2号)を提出することにより、その旨を届け出なければならない。

(部長又は課長に相当する職)

第12条 法第38条の2第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、任用規則別表の職級の欄に掲げる部長・副理事級及び課長級の職とする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第14条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第15条 法第60条第5号の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第4条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第5号の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第5条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第18条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第12条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

(企業長への届出)

第20条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、第4条及び第12条に定めるものとする。

2 条例第3条の規定による届出は、元職員再就職届出書(様式第3号)を提出することにより行うものとする。その提出をした後において、同条第3号から第8号までのいずれかの事項に変更があった場合も、同様とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

（表）

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

再就職者依頼等承認申請書

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定により、次のとおり承認を申請します。

1 申請者

ふりがな 氏 名	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）
勤務先の名称	勤務先における地位・役職
連絡先 電話	F A X
勤務先の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職
離職前 5年間 の 在職 状 況	所属・職	在職期間		職務内容

注 理事級、部長・副理事級又は課長級の職に就いていた場合は、就任時まで遡って全て記載すること。

(裏)

3 要求又は依頼をする事項と勤務先の契約等との関係

在職時に自ら締結を決定した契約に関する要求又は依頼
<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
在職時に自ら決定した処分に関する要求又は依頼
<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名 (ふりがな)
所属・職
職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道水の供給、放送の役務の給付に関するもの
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地が少ないもの
具体的に
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容その他参考事項

--

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

所 属
氏 名

規制違反依頼等届出書

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する規則第11条の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 届出者	ふりがな 氏 名
	所属・職
	連絡先（電話）
2 要求又は 依頼をした 再就職者	ふりがな 氏 名
	要求又は依頼の日時 年 月 日 時
	勤務先の名称・役職
	離職時の所属・職
3 要求又は 依頼の内容	

様式第3号（第20条関係）

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所
氏 名
電話番号

元職員再就職届出書

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、次のおり届け出ます。

ふりがな 1 氏 名		
2 生年月日	年 月 日生	
3 離職時の職		
4 離 職 日		
5 再就職日		
6 再就職先の名称		
7 再就職先の業務内容		
8 再就職先における地位		
9 ※ 当該契約に関与した年度、関与をした当時の所属及び担当業務、契約の主たる内容並びに関与の内容	関与した年度	
	関与当時の所属	
	関与当時の担当業務	
	契約の主たる内容	
	関与の内容	

※離職前5年間に、大阪広域水道企業団が再就職先と締結した契約に関与していた場合のみ記載すること。